

○ 令和六年度一般会計予算、令和六年度特別会計予算、令和六年度政府関係機関
予算 (政治資金問題等を含む内外の諸課題に関する集中審議)

【質問のポイント】

1. 能登半島地震の農林水産分野の対応について
 - ・ 営農再開に向けた見直しについて
 - ・ 農地・農業用施設の改良復旧の取り組みの推進
 - ・ 漁港の復旧方法と休漁期間の生活支援について
 - ・ 農林水産分野の生業再開に向けた総理の決意
2. 食料・農業・農村基本法の改正について
 - ・ 食料安全保障強化に向けた総理の基本的な考え
 - ・ 不測の事態での対応についての基本的な考えについて
 - ・ 適切な価格形成に向けた取り組みについて
 - ・ 土地改良施設の「保全」に向けた今後の対応について
 - ・ 土地改良施設の電気料金高騰対策の要望
3. 防災・減災、国土強靱化について
 - ・ 森林・林業の発展に向けた今後の取り組みについて
 - ・ 5カ年加速化対策以後の取り組みについて

- 本日の会議に付した案件
- 令和六年度一般会計予算 (内閣提出、衆議院送付)
- 令和六年度特別会計予算 (内閣提出、衆議院送付)
- 令和六年度政府関係機関予算 (内閣提出、衆議院送付)

○ 委員長 (櫻井充君) たいだいまから予算委員会を開会いたします。(略)

○ 委員長 (櫻井充君) 令和六年度一般会計予算、令和六年度特別会計予算、令和六年度政府関係機関予算、以上三案を一括して議題とし、政治資金問題等を含む内外の諸課題に関する集中審議を行います。

○ 宮崎雅夫君 自由民主党の宮崎雅夫でございます。本日は質問の機会をいただきまして、本当にありがとうございます。早速質問に入らせていただきます。

まず、能登半島地震についてお伺いをいたします。

元日の発災から二か月が経過をいたしました。亡くなられた方々の御冥福をお祈りを申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。また、復旧復興に向けて御尽力をいただいている全ての皆様に敬意を表します。

農林水産分野も大変大きな被害が出ております。被災地の農林漁業者の皆さんはもちろんのこと、農水省、MAFF、S A Tの皆さん、県、市町村の皆さん、土地改良事業団体連合会を始め関係団体の皆さん、建設業、コンサルタントなど民間企業の皆さん、被災地外から応援の皆さんも含めて、本当に多くの皆さんがなりわいの再開に向けて大変な努力を今されているところであります。

今回の地震は、高齢化、過疎化の進む中山間地において発生をいたしました。農業では、営農の再開に時間が掛かるようであれば、そもそも環境は厳しいという中で、これが残念ながらきつかけとなって営農再開を諦めて農地が荒れるというおそれもあるんだらうというふうに思っております。復旧のスピード感が必要だというふうに思います。

能登半島は、我が国で最初に世界農業遺産に認定をされた地域でございます。白米千枚田のように、厳しい地形条件の中で農家、地域の皆さんの手によって守られてきた農村



風景が地域の資源であり、観光の資源でもあるわけであります。

まず、営農再開に向けた見直しにつきまして、坂本農林水産大臣にお伺いいたします。

○ 国務大臣 (坂本哲志君) 私の方からも、お亡くなりになりました方々に哀悼の意を表し、そして被災された全ての方々にお見舞いを申し上げます。

稲作など地域農業を支える方々の営農再開には、五月上旬からの田植期に向け、農業者の御意向の確認に加え、水張りが可能かどうか圃場の被害状況を確認した上で、必要な苗の確保をスピード感を持って進めることが肝要だというふうに思っております。

このため、農林水産省では、MAFF | S A Tを現地に派遣をいたしまして、被災自治体や関係団体と連携をいたしまして被害の状況把握や応急対策を全力で進めているところであります。

その上で、なりわい支援のためのパッケージに基づきまして、今春の営農への影響が最小限になるよう、査定前着工制度の活用、そして農地等の早期復旧、これを図ってまいりたいというふうに思います。

また、被害を受けた機械のレンタルや農作業委託に加えまして、どうしても水稻の作付けを断念せざるを得ない場合には、水田活用直接支払交付金の活用や大豆、ソバ等の代替作物の種子の購入支援など、各種支援を重層的に講じてまいりたいというふうに思っております。

そして、これらの支援策が被災地の農業者の皆様方に御活用いただけるよう、石川県下のJA等に石川県をしてJA、農林水産省の職員が常駐した相談窓口を

設置しております。事業申請手続の伴走支援を行ってまいります。

○宮崎雅夫君 坂本大臣からお話がありましたように、やはり主要な作物は米でありまして、苗の準備でありますとか、もうそろそろデッドラインに近づいてきておりますので、今もう本当に必死になって現場でやっていたいております。更なる加速を是非お願いを申し上げます。

それと、農林漁業者の皆さんの負担が、復旧に当たっております。ネックになる場合もございます。早々に激甚災害に指定をされましたので、農地、農業用施設ではもう九五%を超える国庫補助率になるといふふうに想定されますけれども、県、市町村と協力をいただきます。負担の軽減にも是非努めていただきたいというふうに思っております。

次に、今後の復旧復興におきまして、石川県は創造的復興を目指しておられるわけです。農地、農業用施設の復旧では原形復旧が原則となっておりますけれども、基本法の改正にも関連をいたしまして、再度災害防止等に向けた改良復旧の取組を推進していくんだということになっております。

今回の復旧においても、これまで以上に積極的な対応が必要だというふうに思っておりますけれども、坂本大臣の考えをお伺いいたします。

○国務大臣（坂本哲志君） 委員御指摘のとおり、被災した農地、農業用施設の復旧は原形復旧が原則ですけれども、再度災害防止や省力化、そして生産性の向上に資する改良復旧も視野に入れて取り組むことが重要であると考えております。

農林水産省といたしましては、災害復旧事業によりまして、洪水で水没した揚水機場の復旧時に電気設備の施設、あつ、設置位置をかさ上げしたり、それから、災害復旧事業と災害関連事業を組み合わせる、災害を受けていない部分も一緒に組み合わせて、そして被災農地と周辺の未被災農地を合わせて区画整理や農地の緩傾斜化などを行うなど、被災状況に応じて改良復旧を適切に推進してまいります。

また、農地中間管理機構関連農地整備事業によりまして、農家負担なしで被災農地と周辺の未被災農地を合わせて農地の大区画化ができます。これは熊本の熊本市や益城町で行ってまいりました。是非御活用いただきたいというふうに思っております。



議員の質問に答える坂本農水大臣

今回の地震における復旧におきましても、被災農家の意向に寄り添いつつ、被災現状に応じて改良復旧に取り組んでまいります。

○宮崎雅夫君 是非積極的な対応をお願いを申し上げます。

能登半島の地震では、道路網が寸断されて援助、支援にも大きく影響したわけです。農山村では、農道、林道が主要な道路網の補完的な役割も果たしております。熊本地震、先ほど大臣から御紹介もありましたけれども、この場合でも、国道が通行不能となって広域農

道がそれに代わる役割も果たしました。緊急時の役割も踏まえまして、既存の農道、林道の整備も考えることも必要だといふふうに思っております。

次に、漁港を始めいたしました水産分野の対応についてお伺いをいたします。

海底隆起や津波などによりまして、漁港や漁船等に大きな被害が出たわけです。海底隆起した地域の漁港の復旧復興はこれまでに経験のないものになります。特に被害が大きいところでは、復旧には年単位の時間が必要になってくるというふうに思いますけれども、暫定的な復旧も当然必要だといふふうに思います。創造的復興のお話をさせていただきますけれども、それに向けて漁港機能の集約をしていこうと、そういうような考え方も出てくるんじゃないかというふうにも思われます。

また、漁業者の皆さん、大部分が今漁に出られないという状況でございます。収入の道が閉ざされているという状況でありますので、休漁期間中の生活支援もこれ長期にわたって行っていく必要があるんじゃないかと思っております。

漁港の復旧、漁業者の生活支援についてどのように取り組んでいくのか、坂本大臣にお伺いをいたします。

○国務大臣（坂本哲志君） 漁港の復旧につきましては、漁業の一日も早い再開に向けて、既に石川県、新潟県、富山県、合わせて十九漁港で応急工事を実施しております。石川十五港、そして、十五漁港、そして富山三漁港、それから新潟一漁港でございます。

他方、石川県の地盤隆起によりまして甚大な被害を受けた漁港につきましては、国が被害実態を把握するための詳細な調

査を今行っております。その調査を踏まえまして、県とともに、県とともに復旧復興方針を検討いたしました。復旧、本復旧それぞれ区分けしながら進めてまいりたいというふうに思います。

また、一部の地域では、既に位置網などの漁場、漁業、操業が再開をいたしました。三月一日に解禁になりました富山のホタルイカも、既に漁獲が実績が上がっているところがあります。

一方で、港内で漁船が身動きが取れなくなっているところもございます。あわせて、製氷施設等の共同利用施設が被災している等の理由によりまして操業再開に至っていないところも多いいうふうな承知をいたしております。なりわい支援のためのパッケージに基づきまして、漁業者等による漁場復旧の取組の一環としての漁船の移動に対する支援を行ってまいります。それから、本格復旧まで使用する施設の整備も含めた共同利用施設の復旧に対する支援、こういったものもスピード感を持って進めてまいります。

このように、このように、農林水産省では漁業の一日も早い再開に向けて必要な支援をしつかりと行っていきますが、他方で、漁に出られない漁業者の方々に対しましては、例えば漂流物、堆積物の回収とか、あるいは水深の測定とか、そういういった漁場環境を回復するための漁業者が取り組むべき活動等に対して支援を行っております。

○宮崎雅夫君 各種今やっていたいでいることも大臣から御答弁をいただいているわけではありますけれども、やはりもう、一年と言わずに、やっぱりもう少し必要な場合も出てくると思っております。是非検討をお願いしたいと思います。

し、そういったことも含めて、地元の漁業者の皆さん方からも具体的な御要望も大臣のところにも届いていると思えますので、併せて前向きな検討を是非お願いを申し上げたいと思えます。

今、坂本大臣に農林水産分野の対応に具体的にお伺いをしたわけでありませうけれども、繰り返しになりますけれども、農林漁業者の皆さんがやっぱり意欲を失わない、そして一日でも早くなりわいの再開ができるように、政府一丸となって、これまでも取り組んでいただいておりますけれども、これからも引き続き努力をお願いしたいと思います。岸田総理の御決意をお伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣（岸田文雄君） 私自身も、先月二十四日、石川県の輪島市、赴かせていただきました。地域の誇りである白米千米田の被害状況、また地盤隆起の被害、これは甚大な被害が生じた輪島港、視察させていただきました。

そして、被災された農業者あるいは漁業者の皆さんから、今委員がまさにおっしゃったように、この意欲を失わないためにも、強い思いで、これ、未来に向けて努力をするためにもスピード感を持って復旧が必要だと、こういった思いを直接聞かせていただきました。そして、早急な復旧となり、ぜひ再開支援に取



議員の質問に答える岸田総理

り組むことの重要性、重要性を改めて強く感じた次第であります。

被災地の農林水産業については、農地、漁港等の生産インフラの復旧や、機械等の再建、金融支援等各種の支援、これを重層的に講じてきているところですが、今後、作付けシーズン、シーズンに向けて、自治体や関係団体とも連携しつつ、この農業者への丁寧な説明や相談に努め、被害状況に応じたきめ細かな支援を加速してまいります。

そして、この漁港、漁場の復旧に向け、国による直轄調査、直轄代行工事のほか、地盤隆起により航行ができない漁船のサルベージ船活用による移動、これを進めてまいります。

そして、この漁業復旧、失礼、漁場復旧のためのこの漁場調査支援、これを漁業者の人、方々に協力していただくことを通じて、漁業者の生活の下支え、こうした取組も進めてまいりたいと思えます。

被災された農林漁業者の皆さんに寄り添いながら、一日も早いなりわい再建、全力で取り組んでまいります。

○宮崎雅夫君 是非、総理、よろしくお願ひしたいと思います。最後に被災者の皆さん方、農林漁業者の方々に寄り添ってというお話もしていただきました。是非、そういうことを是非お願ひしたいというふうに思っています。

次に、食料・農業・農村基本法の改正に関連してお伺いをしたいと思います。

まず、今回の改正の背景としましては、食料安全保障の問題がございます。我が国の食料自給率がカロリーベースで三八%という中で、気象変動の問題、国際情勢の問題、世界人口が八十億人を超えて

更に増加することによる世界的な食料需要の増大などを考えれば、防衛、経済の安全保障だけではなくて食料安全保障の強化の必要性は論をまたないわけでございます。食料安全保障の強化のためには、

国内の農業生産を増大をさせることももちろん基本であります。その上で、輸入先の多角化などによる安定化でありませうとか備蓄も適切に行っていく必要がございます。食料安全保障の強化に向けた岸田総理のお考えをお伺いをいたします。



○内閣総理大臣（岸田文雄君） 世界的な人口増加ですとか気候変動の影響に伴うこの生産の不安定化など、我が国の食料安全保障上のリスク、これが高まっております。こうしたことから、平時から食料安全保障を確立することが重要であるという認識に基づいて、今回、食料・農業・農村基本法について制定から四半世紀経て初の本格的な改正を行って、食料安全保障の確保を基本理念に位置付けることといたします。

その上で、これを実現していくためには、平時から、過度に輸入に依存している麦、大豆、飼料作物等の国内生産の拡大を一層進め、需要に対応した農業構造への転換、これを図ってまいりたいと思えます。あわせて、国内で賄ひ切れない食料や生産資材もある中で、安定的な輸入の確保、さらには委員御指摘のこの備

蓄の活用、こういったことも適切に行い、食料の安全供給に努めてまいりたいと思えます。

○宮崎雅夫君 総理からも平時の食料安全保障の強化が大切だというお話もございましたけれども、もちろんそれも大切でありますけれども、不測時の対応の充実と、これも必要だというふうに思います。

そのための新たな法案も国会に提出をされたわけでありませうけれども、私も全国回っておりませうたら、食料の供給が大幅に不足するようなら、これを不測のときというふうにするれば、政府から農家の皆さん方に違う作物を作れというような指示がなされて、それに従わなければ罰金を取られるんだと、そんな誤った理解をされている方も一部おられます。

今申し上げたことも含めて、不測の事態への対応についての基本的な考え方につきまして、坂本大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣（坂本哲志君） その前に先ほどの答弁を少し訂正させていただきます。大區画化をしたというところは、益城町の、熊本県の場合には災害復旧工事でありませう。そして、農地中間管理事業を、関連事業を使つたのは愛媛県の宇和島でございましたので、様々な選択肢があるということをお承知おきいただきたいというふうに思っております。

そして、不測の事態における対応でありますけれども、我が国の食料安全保障上のリスクが高まる中で、食料供給が大幅に減少しまして、そして国民生活、国民経済への影響が生じる事態に備えるための措置を実施できるように、今国会、

食料供給困難事態対策法案ということで提出をいたしたところです。

四段階に分けます。一段階は平時のとき、そして二段階は、食料の供給が大幅に減少する兆候があるというとき、三段階は、実際に国民生活、国民経済に影響が生ずるといふふうになった場合、そして四段階は、国民が最低限度必要とする食料、一日千九百カロリーというふうな基準を出しておりますけれども、が確保できない段階に来た場合、この四つの段階に分けて、影響の程度に応じて必要な措置を実施することにしていくと、ころです。

具体的には、兆候がある段階におきましては、出荷・販売業者、輸入業者、生産者などによる食料供給確保の要請を行うことといたします。それでもなお国民生活等に実態上の支障が生じた場合には、政府が、供給確保のための計画の届出等を出していただくというふうな指示をいたします。

事業者から、計画の届出につきましては、確保可能な供給量を把握していただいで、そして、政府が供給確保のための方針を策定するために不可欠であることから、その後の計画の変更指示等の措置を適切にとるためにも届出違反に対する罰金を規定していますが、他の法の、他法の、ほかの法の、法律の例も参考にいたしまして、法目的を達成するための必要最小限度の措置をとっているわけでございます。

ですから、政府に対して届出をすれば、まあそれは、それが間違っても、そのとおりにならないかということも、それは罰則その他にはなりません。届出をしないとか、それから買い占めた倉庫におけるところの調査辺りを拒否するとかですね、そういうことになれば罰金等も含め

て最小限度の対応策を取るといふようなことになっております。

このように、事業者への過度な負担とならないように十分配慮した規定としていくところでありまして、本法案が成立した際には、関係者に対して丁寧な説明をしながら、むやみに罰金なんかをするものじゃ、するわけではないというふうなことをしっかりと周知していきたいというふうな思っております。

○宮崎雅夫君 最後に坂本大臣お話しいただきましたように、まあ成立後には、誤解が生じないようにしっかりとした周知をお願いを申し上げます。

次に移らせていただきます。食料安全保障の観点はもちろんでございますけれども、今中心になっておられる農業者の平均年齢、よく言われることでありますけれども、六十八歳でございます。農業をやられている方はこれもちろんでありますけれども、若い皆さんが農業に魅力を感じてやってみようという気になっていただく、その環境条件を整えていかないとけないということでありまして、その大きな課題の一つが所得ということになるわけであります。

その中で、適正な価格の形成の促進ということも注目される一つであります。近年の肥料、飼料等の価格高騰に対する対策は打っていただいたわけですが、これも、基本的に需給によって決まる農産物では価格転嫁がなかなか進まなかったということでありまして。

価格について言えば、例えば米は、食生活の変化とか人口減少によって主食用米の消費量は毎年十トンずつ減少しておりますので、需給は緩む方向で、基本的になかなか上がらないと、値段は上がらないという状況であります。

例えば、五キロの米の値段をまあ二千円と仮にしますと、お茶わん一杯の値段は二十五円程度ということになります。現在、日本で米を食べますのは、一人一日お茶わん二杯でありますので、一日五十円程度と。仮に倍になってもまあ百円ぐらいということになるわけです。この値段はなかなか食べていけないというのが農家の皆さんの声であります。

パネルを御覧いただければと思っておりますけれども、(資料提示)六十キロ当たりの米の生産費は、令和四年産の平均で一万五千二百六十一円と。一方、令和四年産米の平均、通年平均の相対取引価格、これは一万三千八百四十四円と

いうことでありまして、これではなかなかもうけが出ないと。自分の労賃等を削って何とかやっている状況であります。

これ、平均の話でありますので、規模が大きくなればコストが下がりますので黒字にはなっておりますけれども、一方、小規模はなかなか厳しいという現状であります。是非、

米の相対取引価格と生産費 (令和4年産・60kg当り)



令和6年3月8日 参議院予算委員会 自由民主党 宮崎雅夫 資料① (パネル)
 出典：農林水産省HP「米をめぐる状況についてR6.3」、「稲作の現状とその課題についてR6.3」を基に宮崎雅夫議員事務所にて作成

このような現実も消費者の皆さんにも御理解をいただきたいというふうな思いです。ちよつと前置きが長くなりましたけれども、適正な価格の形成に向けて、これはもう誰もが大変難しいものだということとは理解をしているわけでありましてけれども、今後どのように具体化をしていく

のか、坂本大臣にお伺いをいたします。

○国務大臣（坂本哲志君） 食品の価格につきまして、需給状況や品質評価によって決まることが基本でございますけれども、近年の資材価格の高騰ということで、これは、生産から加工、流通、小売等の各段階に幅広く影響が及んでおります。このため、このため、食料の持続的な供給を行っていく観点から、生産から消費に至る食料システムの関係者には、その持続的な供給に関する合理的な費用が考慮されるようにしなければいけないというふうに考えております。

こうした取組を具体化していくため、農林水産省では、昨年の八月から、生産から消費までの各団体の関係者が一堂に集まります協議会を開催してまいりました。なかなか意識の隔たりというのがまだあるわけでありまして、まずは、流通経路が簡素で、そしてコストの把握も比較的容易であり、生産等の持続性を確保すべき品目といたしまして飲用牛乳それから納豆・豆腐について具体的な議論を進めてまいります。その他の品目につきましても、コストデータの把握、収集や、価格交渉や契約においてどのような課題があるか等の調査、検証をするものとしております。

引き続き、消費者を始めいたします関係者の御理解を得るとともに、合理的な費用を明確にできるよう、関係者間での議論を尽くして丁寧に合意形成を図ってまいりたいというふうに考えております。

○宮崎雅夫君 適正な価格の形成には、消費者の皆さんの理解は欠かせないと思います。この点につきまして積極的に取組をお願いを申し上げます。

す。

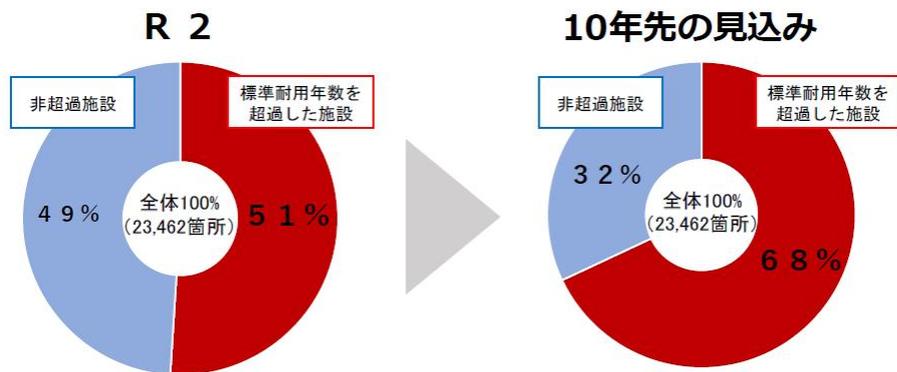
次に、人口減少下で生産基盤を維持強化する必要がありますけれども、その生産基盤である農地と水に直接関与する土地改良はこれまで以上に重要な役割を担っていると考えられております。今後とも、スマート農業を推進していくための圃場の大区画化などの整備は必要であります。

同時に、パネルをお願いしたいと思います。まず、これまで整備をしてきた施設は老朽化が進んでおります。受益面積百ヘクタール以上の基幹的な施設の半数は標準耐用年数を超えて、今後更に増加をするわけでありまして、防災・減災の観点も含めて、整備だけではなくて保全を新たに柱として加えたことは大変重要な視点であると思っております。正しい方向性がしっかりと示されたわけでありまして、

今後、土地改良施設の保全にどのように取り組んでいくのか、岸田総理にお伺いをしたいと思います。

○内閣総理大臣（岸田文雄君） 農業水利施設を始めとする土地改良施設は、農地と一体となって農業生産の基盤を形成するものであり、食料の安定供給に不可欠なものです。

基幹的農業水利施設（受益面積100ha以上）の老朽化の状況



**基幹的施設の約半数が耐用年数を超過
今後10年間で更に17ポイント増加**

令和6年3月8日 参議院予算委員会 自由民主党 宮崎雅夫 資料②（パネル）
出典：内閣官房水循環政策本部事務局「令和5年版水循環白書」を基に宮崎雅夫議員事務所にて作成

施設の老朽化が進む中、自然災害の頻発化、激甚化、そして農村人口の減少などによって、保全管理が困難となるリスク、これがますます高まっています。このため、食料・農業・農村基本法の改正案において、土地改良施設など、この農業生産基盤の整備のみならず保全に必要な施設を講じていくこと、この保全に明示的に位置付け、そのことによって、

基幹施設に関して、計画的な更新整備、ドローンによる保守点検など施設管理の効率化に資するICT技術の導入、そして管理水準向上に向けた技術支援など、このハードそしてソフト両面での総合的な対策を進めてまいりたいと考えております。

○宮崎雅夫君 ハード、ソフト両面の対策を是非進めていただきたいと思いますけれども、この施設の保全には日頃からの適切な維持管理が必要でありまして、この役割を担っているのが土地改良区ということでございます。

最近の課題としては、電気料金の高騰がございまして。これまで農水省等でも対策を打っていただいておりますけれども、基本的には四月まででございますので、四月以降の電気料金高騰への支援も、これはもう要望にさせていただきますけれども、是非お願いを申し上げます。

また、末端施設は、農家、地域の皆さんが、全国二百三十万ヘクタール、これを対象に多面的機能支払を活用して地域ぐるみの保全活動に取り組みされております。これも、改正案においてこのような活動の促進がしっかりと位置付けられているということ、全国各地の活動に御尽力をいただいている皆さんの持続的な活動に大変重要なことだというふうに思っております。

次に、国土強靱化についてお伺いをしたいと思います。

まず、私は、国土強靱化が様々な分野で進められておりますけれども、その前提として、国土の三分の二を占める森林がそもそも健全でなければならぬというふうに思っております。山地災害防止機能、こういったものは森林の持つ多面

的機能の一つでありますけれども、ほかにもたくさんの機能があるわけでありませぬ。

森林の約四割を占めます人工林は、伐期を迎えているものも多くて、切つて、使つて、植えて、育てる、この林業を通じて山元にしっかりと還元させていくことが重要でありまして、再造林等の森林整備をしっかりと進めていく必要があります。

また、森林組合を始め関係の皆さんとお話をしますと、林業を担う人材確保、育成でありますとか、そのための林業の技能検定制度の創設を始め、やはり安全対策、これをしっかりと進めていくことが必要であるというふうにお伺いしております。

今後、森林、林業の発展に向けて、岸田総理のお考えをお伺いします。

○内閣総理大臣（岸田文雄君） 我が国の森林が本格的な利用期を迎える中、森林を適切に管理しつつ林業、木材産業の持続的な成長を図るため、委員が今おっしゃったように、切つて、使つて、植えて、育てる、こういった農林資源の循環利用、これを進めていくことが重要です。

た認識の
下に、森
林組合を
始め意欲
ある経営
体への集
積、集約
化等を通
じた効率
的な経営
を実現す
ること、



議員の質問に答える岸田総理

また、レーザー測量や林業機械の自動化などスマート林業の推進を行うこと、また、緑の雇用事業による段階的、体系的な人材確保、また、花粉症対策のための重点区域における杉人工林の伐採、植え替え等の加速化と森林整備、また、杉などの国内材の住宅等への利用拡大、こうした政策を総合的に推進することによって森林そして林業の発展に取り組んでまいりたいと考えております。

○宮崎雅夫君 まさしく総理からお話がありましたように、上流だけではなく、上流から下流まで総合的に是非取組を進めていただきたいと思っております。

最後の質問になるかと思っておりますけれども、国土強靱化、防災・減災、この取組は、今、五か年加速化対策が進められているわけでありませぬ。これまでの取組で、農業用のため池の豪雨対策でありますとか排水機場の対策、また治山対策が促進をされておりました、効果も着実に出てきているんだらうと思ひますし、各分野だけではなくて横断的な流域治水、この取組も進んでおります。

今回、能登半島地震も踏まえて、できることはこれからもやっぱり進めていかないとイケないと思ひしております。五か年加速化対策は令和七年度までとなつておりますけれども、令和七年度を待たずに、昨年の通常国会で改正をされた法律に基づいて実施中期計画を策定を早くして、防災・減災、国土強靱化を更に進めていく必要があると思ひますけれども、松村国土強靱化担当大臣のお考えをお伺いします。

○国務大臣（松村祥史君） 現在、政府におきましては、委員御指摘のように五か年加速化対策を着実に進めているとこ

ろでございます。また、昨年の七月には新たな国土強靱化基本計画を策定をいたしまして、国土強靱化の取組を計画的に進めていくところでございます。

また、これは昨年の六月でございますが、国土強靱化基本法の改正によりまして国土強靱化実施中期計画が法定化され、中長期的な施策の事業規模の見直しを持って決めていく法的な枠組みが措置をされました。このことは、五か年対策後も実施計画が切れ目なく策定されることとなりましたので、非常に意義のあることであつたと思っております。

その上で、実施中期計画でございますが、この策定に向けましては、施策の実施状況のまず評価を行うことが重要であると考えております。そういうことで、有識者で構成される国土強靱化推進会議におきまして、各対策の特性を踏まえたKPIの設定の考え方など、実施状況の評価の在り方を取りまとめたところでございませぬ。この評価の在り方を踏まえて実施の、施策の実施状況の評価を行うなど、実施中期計画の策定に向けた必要な検討をしつかりと進めてまいりたいと思ひます。



議員の質問に答える松村大臣

○宮崎雅夫君 時間になりましたので、質問を終わります。ありがとうございました。

○委員長（櫻井充君） 以上で宮崎雅夫君の質疑は終了いたしました。（拍手）（以下略）

